

吸収合併に関する事後開示書面

2025年10月1日

富士電機株式会社

2025年10月1日

川崎市川崎区田辺新田 1 番 1 号
富士電機株式会社
代表取締役会長CEO 北澤 通宏

吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2025年6月2日付で、株式会社高柳富士（以下、「高柳富士」といいます）との間で締結した合併契約に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、高柳富士を吸収消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める開示事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び会社法第789条の規定による手続の経過

(1)株主の差止請求（会社法第784条の2）

該当事項はありませんでした。

(2)反対株主の株式買取請求等（会社法第785条）

高柳富士が発行する全株式を当社が所有しているため、該当事項はありませんでした。

(3)新株予約権買取請求（会社法第787条）

高柳富士は新株予約権を発行していないため、該当事項はありませんでした。

(4)債権者の保護（会社法第789条）

高柳富士は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年7月31日付の官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期間に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1)株主の差止請求（会社法第796条の2）

本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第796条の2柱書ただし書の規定により、当社の株主は吸収合併をやめることを請求することができません。

(2)反対株主の株式買取請求等（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2025年7月31日付電子公告により株主に対し通知を行いました。

なお、本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、当社の株主による株式買取請求権は認められていません。

(3)債権者の異議（会社法第799条）

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2025年7月31日付の官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併による吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、高柳富士の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前備置事項

別紙1の通りです。

6. 吸収合併による変更登記をした日

2025年 10月 1日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

(別紙1)

※高柳富士事前開示書面一式添付

吸収合併に係る事前開示書面

2025年6月10日

株式会社高柳富士

2025年6月10日

三重県いなべ市大安町高柳400番地の1
株式会社高柳富士
代表取締役 浅井 啓次

吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2025年5月23日付取締役会決議により、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社とし、富士電機株式会社（以下「富士電機」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことを決定し、2025年6月3日付で両社の間で本吸収合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2025年6月3日付で当社と富士電機の間で締結した合併契約書は、別紙1の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である富士電機は、吸収合併消滅会社である当社の発行済株式全部を所有しているため、本吸収合併に際して、株式の発行および金銭等の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

前記2の通り、本吸収合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いませんので、該当する事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当する事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

(2) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表

該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

富士電機最終事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の
内容

該当する事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与
える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸
収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社および富士電機の資産および負債の状況に照らすと、本吸収合併効力発生後の富士電機の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の富士電機の収益状況およびキャッシュフローの状況について、富士電機の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現時点で予測されておりません。

したがって、本吸収合併後の富士電機の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙 1)

合併契約書

合併契約書

富士電機株式会社（以下「甲」という）と株式会社高柳富士（以下「乙」という）とは、甲と乙の合併について、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併（以下「本合併」という）する。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に定めるところである。

- ① 甲： 吸収合併存続会社
商号： 富士電機株式会社
住所： 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- ② 乙： 吸収合併消滅会社
商号： 株式会社高柳富士
住所： 三重県いなべ市大安町高柳400番地の1

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等（甲の株式および金銭を含む）の交付を行わないものとする。

第4条（甲の資本金および準備金の額）

甲は、本合併により資本金および準備金の額を増加させないものとする。

第5条（合併承認）

本合併は、甲については会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙については同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2025年10月1日とする。ただし、手続上の事由その他必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2025年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これを承継するものとする。

2 乙は、2025年9月30日から効力発生日に至る間の資産、負債および権利義務の変動

について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第8条（従業員の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議し合意の上これを定める。

第9条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理を行い、乙から甲に承継する資産、負債および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議し合意の上、これを実行する。

第10条（変更および解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産状態または経営状態に著しい変動を生じたときは、協議し合意の上、本契約を変更または解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号に定める場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行のために必要な手続が行われなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行のために必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合
- (3) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条（専属的合意管轄）

本契約に関連する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づき甲乙協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年6月2日

甲 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

富士電機株式会社

代表取締役会長CEO 北澤 通宏



乙 三重県いなべ市大安町高柳400番地の1

株式会社高柳富士

代表取締役社長 浅井 啓次



(別紙 2)

富士電機(株)の最終事業年度(2024 年 4 月 1 日
～2025 年 3 月 31 日)に係る計算書類等

2025 年 5 月 23 日
富士電機(株)
経営企画本部
財 務 室

2024年度 計算書類及びその附属明細書〔富士電機単体〕

1. 貸借対照表	-----	P. 1
2. 損益計算書	-----	P. 2
3. 株主資本等変動計算書	-----	P. 3
4. 個別注記表	-----	P. 4～8
5. 附属明細書	-----	P. 9

以 上

貸 借 対 照 表
(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	453,331	流 動 負 債	298,529
現 金 お よ び 預 金	1,421	買 掛 金	128,873
受 取 手 形	44,662	短 期 借 入 金	20,236
売 掛 金	171,935	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	100
契 約 資 産	67,840	リ ー ス 債 務	11,153
商 品 お よ び 製 品	28,291	未 払 金	21,052
仕 掛 品	38,024	未 払 費 用	36,414
原 材 料 お よ び 貯 蔵 品	54,745	未 払 法 人 税 等	17,664
前 渡 金	22,634	契 約 負 債	44,375
未 収 入 金	15,818	預 り 金	8,665
そ の 他	8,537	製 品 保 証 引 当 金	3,547
貸 倒 引 当 金	△ 578	そ の 他	6,446
固 定 資 産	454,197	固 定 負 債	135,766
有 形 固 定 資 産	179,547	社 債	30,000
建 物	66,967	長 期 借 入 金	30,000
構 築 物	2,462	リ ー ス 債 務	12,177
機 械 お よ び 装 置	25,127	退 職 給 付 引 当 金	51,967
車 両 運 搬 具	97	資 産 除 去 債 務	2,003
工 具 、 器 具 お よ び 備 品	6,775	そ の 他	9,617
土 地	24,196		
リ ー ス 資 産	19,265	負 債 合 計	434,296
建 設 仮 勘 定	34,655		
無 形 固 定 資 産	14,345	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,086	株 主 資 本	424,083
そ の 他	8,258	資 本 金	47,586
		資 本 剰 余 金	91,943
投 資 そ の 他 の 資 産	260,303	資 本 準 備 金	56,777
投 資 有 価 証 券	87,858	そ の 他 資 本 剰 余 金	35,166
関 係 会 社 株 式	135,715	利 益 剰 余 金	288,854
出 資 金	383	利 益 準 備 金	11,515
長 期 貸 付 金	3,623	そ の 他 利 益 剰 余 金	277,338
前 払 年 金 費 用	16,476	オープンイノベーション促進積立金	17
繰 延 税 金 資 産	14,301	繰 越 利 益 剰 余 金	277,321
そ の 他	3,849	自 己 株 式	△ 4,300
貸 倒 引 当 金	△ 1,905	評 価 ・ 換 算 差 額 等	49,216
繰 延 資 産	67	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	49,219
社 債 発 行 費	67	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2
資 産 合 計	907,595	純 資 産 合 計	473,299
		負 債 純 資 産 合 計	907,595

損益計算書

〔 自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		714,271
売 上 原 価		538,717
売 上 総 利 益		175,553
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		121,541
営 業 利 益		54,012
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	37,270	
そ の 他	1,855	39,125
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,070	
そ の 他	886	1,957
経 常 利 益		91,180
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16,581	
受 取 和 解 金	3,000	
そ の 他	1,389	20,989
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	728	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	86	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	21	
和 解 金	3,780	4,615
税 引 前 当 期 純 利 益		107,555
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	23,759	
法 人 税 等 調 整 額	△ 4,237	19,522
当 期 純 利 益		88,032

株主資本等変動計算書
(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
						オープン イノベーション 促進積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	47,586	56,777	47	56,825	11,515	17	210,713	222,245	△7,590	319,066
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				-			△21,424	△21,424		△21,424
当期純利益				-			88,032	88,032		88,032
自己株式の取得				-				-	△2,340	△2,340
自己株式の処分			1,979	1,979				-	342	2,321
株式交換による変動			33,139	33,139				-	5,287	38,427
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	35,118	35,118	-	-	66,608	66,608	3,290	105,016
当期末残高	47,586	56,777	35,166	91,943	11,515	17	277,321	288,854	△4,300	424,083

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	54,607	△35	54,571	373,638
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△21,424
当期純利益			-	88,032
自己株式の取得			-	△2,340
自己株式の処分			-	2,321
株式交換による変動			-	38,427
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△5,387	32	△5,355	△5,355
事業年度中の変動額合計	△5,387	32	△5,355	99,661
当期末残高	49,219	△2	49,216	473,299

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法により評価しております。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 製品および仕掛品
主として個別法または総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。
 - (2) 原材料および貯蔵品
最終仕入原価法により評価しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (3) 製品保証引当金
製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 標準品等の製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。（出荷基準の適用）なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

(2) 個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

6. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	89,401 百万円
契約資産残高	50,821 百万円

 (注)上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）
 - (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ①算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。

履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。
 - ②主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。
 - ③翌事業年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があります。その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。
2. 退職給付債務の算定
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用残高	16,476 百万円
退職給付引当金残高	51,967 百万円
 - (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ①算出方法

当社では確定給付制度を採用しております。確定給付制度の退職給付債務は割引率および年金数理計算上の基礎率（死亡率、退職率、昇給率等）に基づき、給付算定式基準によって見積っております。
 - ②主要な仮定

当社では、主要な仮定である割引率について、高格付けの社債利回りに基づくイールドカーブ等価アプローチにより算定しております。
 - ③翌事業年度の計算書類に与える影響

退職給付債務の算出に用いる割引率に見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類における前払年金費用および退職給付引当金の金額に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 252,965 百万円

2. 保証債務

金融機関からの借入等に対する債務保証	
富士タスコ社	3,695 百万円
FUJI ELECTRIC (THAILAND) 社	2,532 百万円
富士電機インドネシア社	1,356 百万円
Reliable Turbine Services LLC	536 百万円
その他	326 百万円
計	8,447 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	68,310 百万円
長期金銭債権	838 百万円
短期金銭債務	99,030 百万円
長期金銭債務	11,497 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	170,113 百万円
仕入高	245,539 百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息および配当金	36,089 百万円
支払利息、その他	770 百万円

2. 受取和解金

当社取引先の納入品に関して生じた損害について和解金を受領したものです。

3. 和解金

当社顧客への納入品に関して生じた損害についての和解金です。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	1,973 千株

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」に係る信託口が保有する当社株式291千株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産		
退職給付引当金	17,507	百万円
投資有価証券	6,073	百万円
棚卸資産	5,317	百万円
未払従業員賞与	5,163	百万円
その他	13,612	百万円
繰延税金資産小計	47,674	百万円
評価性引当額	△ 9,878	百万円
繰延税金資産合計	37,796	百万円
(2) 繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 22,654	百万円
投資有価証券	△ 783	百万円
その他	△ 56	百万円
繰延税金負債合計	△ 23,494	百万円
繰延税金資産(負債)の純額	14,301	百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	富士電機フィアス㈱	所有 直接100%	資金の借入 ファクタリング 製造設備のリース 役員の兼任	資金の借入れ(注1) ファクタリング リース取引高	△ 11,006 66,993 488	短期借入金 買掛金 リース債務	18,894 24,920 22,024
子会社	富士電機(中国)社	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任	資金の借入れ(注1)	△ 9,523	短期借入金	1,341
子会社	宝永電機㈱	所有 直接51%	製品の販売 役員の兼任	製品の販売(注2)	22,679	売掛金	9,303
子会社	富士電機ヨーロッパ社	所有 直接100%	製品の販売 役員の兼任	製品の販売(注2)	33,323	売掛金	9,373

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 富士電機フィアス㈱および富士電機(中国)社からの借入金金利は市場金利を勘案して決定しております。
取引金額は、年間取引の純増減額を記載しております。

(注2) 宝永電機㈱および富士電機ヨーロッパ社に対する製品の販売については、
市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,212円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	613円38銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」の信託財産として信託口が保有する当社株式291千株を含めております。
また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に、当該信託口が保有する当社株式105千株を含めております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

附 属 明 細 書

(1) 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	59,055	13,039	107	5,019	66,967	116,841
	構築物	2,334	376	1	247	2,462	9,601
	機械および装置	21,066	10,247	21	6,164	25,127	60,442
	車両運搬具	78	44	0	26	97	371
	工具、器具および備品	5,088	4,278	8	2,582	6,775	30,108
	土地	24,199	-	3	-	24,196	-
	リース資産	31,690	801	88	13,137	19,265	35,599
	建設仮勘定	7,919	54,683	27,947	-	34,655	-
	計	151,432	83,470	28,177	27,178	179,547	252,965
無形固定 資産	ソフトウェア	6,302	3,029	5	3,240	6,086	8,279
	その他	2,456	8,459	2,648	7	8,258	64
	計	8,759	11,488	2,654	3,247	14,345	8,343

- (注) 1. 建物の主な増加は半導体の生産能力増強によるものです。
 2. 機械および装置の主な増加はエネルギーの開発試験設備の取得によるものです。
 3. 建設仮勘定の主な増加は半導体の生産能力増強によるものです。

(2) 引当金の明細

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高
貸倒引当金	2,710	510	736	2,484
退職給付引当金	48,041	4,670	743	51,967
製品保証引当金	2,533	1,132	118	3,547

(3) 販売費および一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額	摘要
荷造運送費	6,233	
製品保管費	1,757	
製品修理費	2,695	
販売手数料	836	
特許料	414	
広告宣伝費	1,991	
役員報酬	1,041	
従業員給料手当	46,660	
退職給付費用	2,126	
減価償却費	3,249	
賃借料	3,412	
図書・用度品費	356	
租税公課	3,702	
旅費交通費	3,294	
通信費	459	
技術研究費	29,241	
その他	14,065	
計	121,541	

2025 年 5 月 23 日
富士電機(株)
経営企画本部
財 務 室

2024年度 連結計算書類

1. 連結貸借対照表	-----	P. 1
2. 連結損益計算書	-----	P. 2
3. 連結株主資本等変動計算書	-----	P. 3
4. 連結注記表	-----	P. 4～15

以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	766,672	流 動 負 債	431,466
現金および預金	63,542	支払手形および買掛金	192,834
受取手形	74,613	短期借入金	10,716
売掛金	249,353	リース債務	14,292
契約資産	93,830	未払費用	58,809
商品および製品	84,472	未払法人税等	28,121
仕掛品	55,156	契約負債	67,129
原材料および貯蔵品	99,021	製品保証引当金	3,706
その他	57,083	その他	55,857
貸倒引当金	△ 10,401		
固 定 資 産	545,435	固 定 負 債	150,050
有形固定資産	347,074	社 債	30,000
建物および構築物	113,893	長期借入金	30,073
機械装置および運搬具	105,853	リース債務	16,212
工具、器具および備品	13,420	繰延税金負債	916
土地	36,019	役員退職慰労引当金	95
リース資産	25,367	退職給付に係る負債	66,797
建設仮勘定	49,089	その他	5,955
その他	3,430	負 債 合 計	581,517
無形固定資産	30,318	(純資産の部)	
ソフトウェア	9,865	株 主 資 本	601,771
その他	20,452	資 本 金	47,586
投資その他の資産	168,042	資 本 剰 余 金	64,573
投資有価証券	108,713	利 益 剰 余 金	493,885
長期貸付金	3,948	自 己 株 式	△ 4,273
繰延税金資産	18,275	その他の包括利益累計額	89,995
退職給付に係る資産	26,052	その他有価証券評価差額金	49,318
その他	14,679	繰延ヘッジ損益	△ 2
貸倒引当金	△ 3,627	為替換算調整勘定	40,046
		退職給付に係る調整累計額	633
繰 延 資 産	67	非 支 配 株 主 持 分	38,891
社 債 発 行 費	67		
		純 資 産 合 計	730,658
資 産 合 計	1,312,175	負 債 純 資 産 合 計	1,312,175

連結損益計算書

〔 自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日 〕

(単位:百万円)

科 目		金 額	
売上高			1,123,407
売上原価			805,505
売上総利益			317,901
販売費および一般管理費			200,254
営業利益			117,646
営業外収益			
受取利息および配当金	3,475		
雑収入	3,793		7,269
営業外費用			
支払利息	3,335		
雑支出	2,821		6,156
経常利益			118,759
特別利益			
固定資産売却益	132		
投資有価証券売却益	16,644		
受取和解金	3,000		19,777
特別損失			
固定資産処分損	987		
投資有価証券評価損	107		
和解金	3,780		4,874
税金等調整前当期純利益			133,661
法人税、住民税および事業税	41,750		
法人税等調整額	△ 4,770		36,980
当期純利益			96,681
非支配株主に帰属する当期純利益			4,441
親会社株主に帰属する当期純利益			92,239

連結株主資本等変動計算書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	47,586	45,954	423,135	△ 7,397	509,278
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 21,424		△ 21,424
親会社株主に帰属する当期純利益			92,239		92,239
自己株式の取得				△ 2,340	△ 2,340
自己株式の処分		2,077		262	2,340
株式交換による変動		33,168		5,201	38,370
連結範囲の変動			△ 64		△ 64
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 16,627			△ 16,627
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	18,619	70,750	3,123	92,492
当期末残高	47,586	64,573	493,885	△ 4,273	601,771

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	54,717	△ 35	37,772	782	93,237	58,956	661,472
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					—		△ 21,424
親会社株主に帰属する当期純利益					—		92,239
自己株式の取得					—		△ 2,340
自己株式の処分					—		2,340
株式交換による変動					—		38,370
連結範囲の変動					—		△ 64
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		△ 16,627
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△ 5,398	32	2,273	△ 148	△ 3,241	△ 20,065	△ 23,306
連結会計年度中の変動額合計	△ 5,398	32	2,273	△ 148	△ 3,241	△ 20,065	69,186
当期末残高	49,318	△ 2	40,046	633	89,995	38,891	730,658

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

68社（主要会社名 富士電機機器制御㈱）

富士電機ITセンター㈱を当社に吸収合併しました。

重要性が増加したことにより、当連結会計年度において、聯合富士半導体社を追加しました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

富士グリーンパワー㈱

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数および関連会社数

持分法適用の非連結子会社数

2社（富士ファーマナイト㈱、富士電機E&C（タイ）社）

持分法適用の関連会社数

2社（メタウォーター㈱、メタウォーターサービス㈱）

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社（㈱富士交易等）の当期純損益および利益剰余金等は、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

一部の連結子会社の決算日は12月末または1月末であります。当該会社については、連結計算書類の作成にあたって、原則として、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

②棚卸資産

イ）製品および仕掛品

主として個別法または総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

ただし、一部の連結子会社の製品については最終仕入原価法により評価しております。

ロ）原材料および貯蔵品

最終仕入原価法により評価しております。

③デリバティブ

時価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社は内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社および連結子会社では、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①標準品等の製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。（出荷基準の適用）なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

②個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

- (8) のれんの償却方法および償却期間
5年間または10年間の均等償却を行っております。
- (9) その他連結計算書類作成のための重要な事項
当社および一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。
また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	123,472 百万円
契約資産残高	74,744 百万円
 - (注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当連結会計年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）
 - (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ①算出方法
当社グループは、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。
履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。
 - ②主要な仮定
原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。
 - ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があります。その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。
2. 退職給付債務の算定
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る資産残高	26,052 百万円
退職給付に係る負債残高	66,797 百万円
退職給付に係る調整累計額	633 百万円
 - (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ①算出方法
当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付債務は、割引率および年金数理計算上の基礎率（死亡率、退職率、昇給率等）に基づき、給付算定式基準によって見積っております。
 - ②主要な仮定
当社グループは、主要な仮定である割引率について、主に高格付けの社債利回りに基づくイールドカーブ等価アプローチにより算定しております。
 - ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
退職給付債務の算出に用いる割引率に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における退職給付に係る資産、退職給付に係る負債および退職給付に係る調整累計額の金額に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

担保に供している資産	
建物および構築物	275 百万円
土地	83 百万円
計	359 百万円

上記に対応する債務	
短期借入金	398 百万円
計	398 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 468,971 百万円

3. 偶発債務

金融機関からの借入等に対する債務保証	
従業員	78 百万円
リース契約に伴う買取保証	2 百万円
その他 4 社	1,273 百万円
計	1,354 百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 受取和解金

当社取引先の納入品に関して生じた損害について和解金を受領したものです。

2. 和解金

当社顧客への納入品に関して生じた損害についての和解金です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	149,296	—	—	149,296
合計	149,296	—	—	149,296
自己株式				
普通株式(注)	6,466	293	4,787	1,973
合計	6,466	293	4,787	1,973

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加293千株は、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」の取得による増加291千株、単元未満株式の買取りによる増加2千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,787千株は、株式交換に伴う自己株式の処分4,495千株、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」への処分による減少291千株、単元未満株式の売却による減少0千株であります。

3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」に係る信託口が保有する当社株式291千株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月23日 取締役会	普通株式	10,712	75.0	2024年3月31日	2024年6月5日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	10,712	75.0	2024年9月30日	2024年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	12,547	利益剰余金	85.0	2025年3月31日	2025年6月5日

(注) 2025年5月23日取締役会の決議による配当金の総額には、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する注記

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入等のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行を行っております。運転資金は主として短期借入金およびコマーシャル・ペーパーにより調達し、設備投資に係る資金は主として長期借入金および社債により調達しております。受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引は、当社グループの運用ルールに基づき、外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対して先物為替予約取引を、原材料価格変動リスクに対して商品スワップ取引を、それぞれ各リスクのヘッジを目的として、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する注記

2025年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資は、証券」には含まれておりません（注1）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 売掛金	249,353		
貸倒引当金（※2）	(5,222)		
	244,130	244,031	△ 99
(2) 投資有価証券	94,196	101,945	7,749
(3) 社債	(30,000)	(29,357)	△ 643
(4) 長期借入金	(30,073)	(29,755)	△ 318
(5) リース債務	(30,504)	(30,216)	△ 287
(6) デリバティブ取引（※3）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(193)	(193)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(10)	(10)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（※4）「現金および預金」、「受取手形」、「支払手形および買掛金」および「短期借入金」については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式等（非連結子会社および 関連会社の株式を含む）	14,352
投資事業有限責任組合への出資	164

これらについては、市場価格がなく、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	83,824	—	—	83,824
資産計	83,824	—	—	83,824
デリバティブ取引(*1) 通貨関連	—	(203)	—	(203)
デリバティブ取引計	—	(203)	—	(203)

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	244,031	—	244,031
投資有価証券 子会社および関連会社株式 関連会社株式	18,120	—	—	18,120
資産計	18,120	244,031	—	262,151
社債	—	29,357	—	29,357
長期借入金	—	29,755	—	29,755
リース債務	—	30,216	—	30,216
負債計	—	89,329	—	89,329

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて算定しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

先物為替予約取引および商品スワップ取引の時価は、先物相場および取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち、為替予約の振当処理によるものは、それぞれ、ヘッジ対象とされている受取手形、売掛金および契約資産ならびに、支払手形および買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて算定しております。

売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会の売買参考統計値を用いて算定しており、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,695円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	642円69銭

- (注) 1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」の信託財産として信託口が保有する当社株式291千株を含めております。
- また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に、当該信託口が保有する当社株式105千株を含めております。

企業結合に関する注記

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社および富士電機E&C株式会社(2025年2月3日付で、富士古河E&C株式会社より商号変更。以下「富士電機E&C」といいます。)は、2024年10月31日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、富士電機E&Cを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施することを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である2025年2月3日をもって、当社は富士電機E&Cの完全親会社となり、完全子会社となる富士電機E&Cの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2025年1月30日付で上場廃止となりました。

1. 本株式交換の概要

(1) 株式交換完全子会社の名称および事業の内容

株式交換完全子会社の名称 富士電機E&C株式会社(旧商号 富士古河E&C株式会社)
事業の内容 電気設備工事、電気計装工事、空調・給排水衛生設備工事、
情報通信設備工事、建築工事およびこれらに付帯関連する一切の事業

(2) 本株式交換の目的

当社と富士電機E&Cの既存事業・技術と新たに創出するシナジーを活かした更なる協業体制の強化とそれによる経営資源の有効活用、重複機能の解消による経営資源の最適な配分等、グループ一体運営の強化により富士電機E&Cを含む富士電機グループ全体の企業価値向上を目指すことが最善の策であるとの判断により決定したものです。

(3) 本株式交換の効力発生日

2025年2月3日

(4) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、富士電機E&Cを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、富士電機E&Cにおいては、2024年12月26日開催の富士電機E&Cの臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得たうえで、2025年2月3日に実施しております。

(5) 結合後企業の名称

富士電機E&C株式会社

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理を行っております。

3. 取得原価の算定等に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価 普通株式(自己株式)	38,370百万円
取得原価	38,370百万円

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	富士電機E&C (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.93
本株式交換により交付した株式数	当社普通株式: 4,495,801株	

(注) 1. 当社が保有する富士電機E&C株式4,158,185株については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。なお、交付した株式は、全て当社が保有する自己株式を充当しました。

2. 当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性および妥当性を確保するため、当社ならびに富士電機E&Cから独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

4. 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

16,628百万円

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を地域別に分解した場合の内訳は、下記のとおりです。

(単位：百万円)

	エネルギー	インダストリー	半導体	食品流通	その他 (注)	小計	調整額	合計
日本	237,720	333,060	109,551	109,440	49,853	839,626	△ 41,702	797,923
アジア他	81,649	40,022	17,711	461	3,653	143,498	△ 2,023	141,474
中国	12,603	18,292	64,418	1,595	2,506	99,416	△ 517	98,898
欧州	497	9,740	29,970	0	—	40,209	△0	40,209
米州	18,439	11,326	15,136	—	135	45,037	△ 136	44,901
顧客との契約から生じる収益	350,909	412,443	236,788	111,497	56,148	1,167,787	△ 44,380	1,123,407

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融サービス、不動産業、保険代理業、旅行業および印刷・情報サービス等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に従って会計処理し、各セグメントにおける製品またはサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりです。

当社および連結子会社では、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時またはほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。

②1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格または履行により影響を受ける。

③複数の契約において約束した財またはサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲または価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」または「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。

契約に複数の財またはサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否かを判断して、会計処理の単位を決定しております。

なお、財またはサービスが他の当事者によって顧客に提供されるように手配する代理人取引に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する財またはサービスと交換に受け取る額から、当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引価格は、財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。対価の金額が変動する可能性がある場合には、変動対価として金額を見積り、取引価格に含めております。見積られた変動対価の額は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

当社および連結子会社では、主に顧客に支払われる販売リベートを、収益から控除しております。取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財またはサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

当社および連結子会社では、約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて、収益を認識しております。契約における取引開始日に、履行義務のそれぞれが、一定の期間にわたり充足されるものかまたは一時点で充足されるものかを判断しております。以下の①から③の要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

①顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。

②顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じるまたは資産の価値が増加し、当該資産が生じるまたは当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。

③顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財またはサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

(1) 標準品等の製品の販売

当社および連結子会社では、エネルギー事業において、受配電・制御機器、インダストリー事業において、インバータ、モータ、サーボシステム、小型電源、計測機器、センサ、コントローラ、HMI、半導体事業において、産業用・自動車用パワー半導体、食品流通事業において、飲料自販機、食品・物品自販機、店舗設備機器、金銭機器の製品販売を行っております。これらの取引については、主に一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。（出荷基準の適用）なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

(2) 個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負

当社および連結子会社では、エネルギー事業において、地熱発電、水力発電、火力発電、燃料電池、変電システム、蓄電システム、エネルギーマネジメントシステム、太陽光発電、風力発電、無停電電源装置（UPS）、電機盤、インダストリー事業において、駆動制御・計測制御システム、鉄道車両用駆動システム・ドアシステム、船舶・港湾用システム、原子力関連設備、放射線機器・システム、ICTに関わる機器・ソフトウェア、FAシステム、電気工事、空調設備工事の製品販売および工事契約による請負を行っております。

これらの取引については、主に一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。

(3) 役務の提供

当社および連結子会社では、前（1）から（2）に関連する保守、点検、修理、改造および運転維持管理等の役務提供を行っております。

これらの取引については、主に一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。

顧客との契約開始時点で、財またはサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものではありません。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

契約資産は当社および連結子会社が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する当社および連結子会社の権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は財またはサービスを顧客に移転する当社および連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

受取手形および売掛金、契約資産、契約負債の期末残高は連結貸借対照表において区分表示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は33,287百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は509,417百万円であります。

当該金額のうち、長期にわたり収益が認識される契約を有するセグメントは、「エネルギー」「インダストリー」であります。

セグメント別の未充足の残存履行義務残高は、概ね以下の期間以内に充足される見込みであります。

エネルギー：6年以内

インダストリー：3年以内

なお、当社および連結子会社では残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については注記の対象に含めておりません。

また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれておりません。